

改正個人情報保護法の施行に伴う対応について (現行制度からの変更点等)

令和4年12月定例会
総務常任委員会用資料
議案第1号・第2号

【凡例】

- 「新 法」 改正後の個人情報の保護に関する法律
「新規則」 改正後の個人情報の保護に関する法律施行規則
「条 例」 成田市個人情報保護条例
「施行条例」 成田市個人情報保護法施行条例

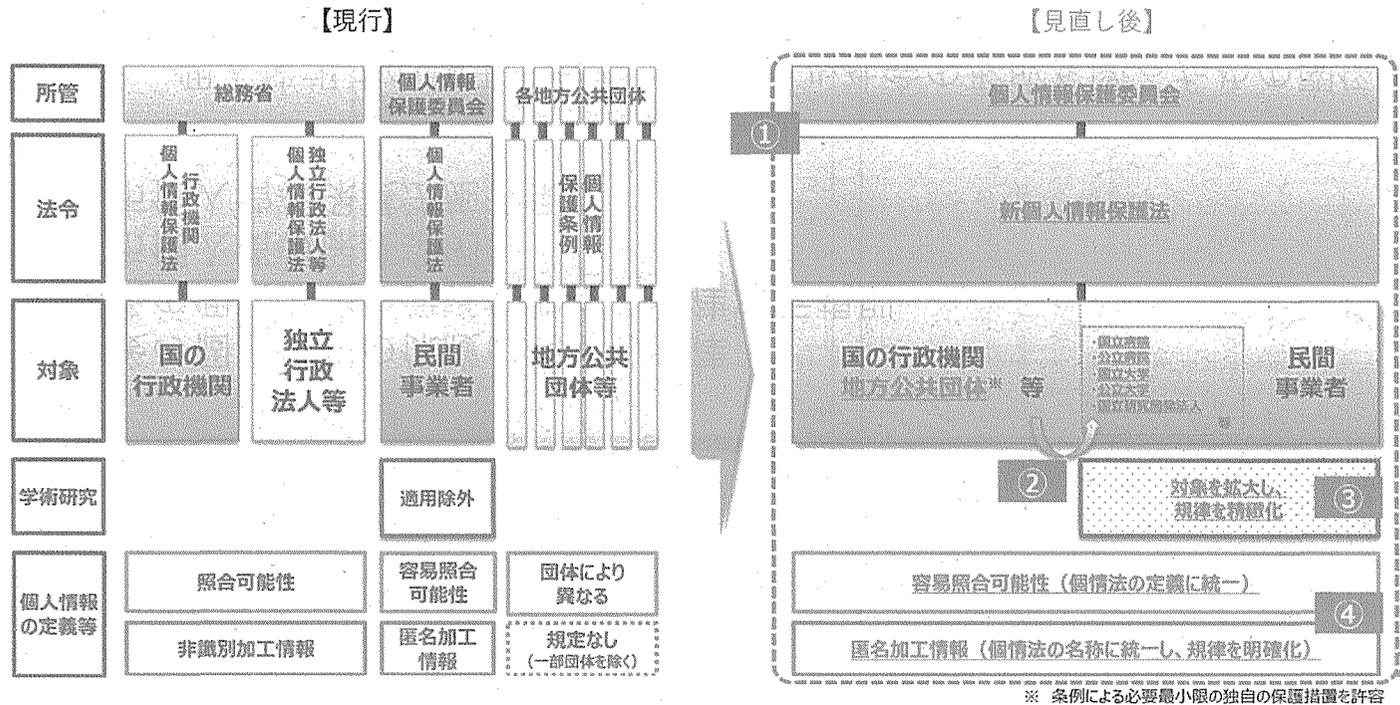
令和3年5月19日 個人情報法の改正を含む「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布

【改正の目的】

- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立・強化
 - 現行法制の不均衡・不整合の是正
 - 個人情報保護委員会による所管の一元化
- 国際的制度調和
 - E U の G D P R (一般データ保護規則) 十分性認定
 - D F F T (信頼ある自由なデータ流通)

個人情報保護制度の全体像

- 個人情報保護法（民間）、行政機関等個人情報保護法（国）、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護条例（地方）の規律が改正個人情報保護法に統合され、全国的な共通ルールを規定
- 個人情報保護制度の全体を独立性を有する個人情報保護委員会が一元的に所管
- 地方公共団体に係る規律は令和5年4月1日から施行



公的部門（国、地方公共団体等）の規律適用対象

- 公的部門の規律は、国の行政機関、地方公共団体の機関、行政機関等から個人情報の取り扱いの委託を受けた者に適用される。
- 地方公共団体の機関には、市長（水道事業者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長が該当する。
- 地方公共団体が運営する病院、診療所は、開示請求等は公的部門の規律が適用される一方、個人情報の取り扱い等については、民間の医療機関と同様に改正法第4章（民間部門）の規律が適用される。
- 市議会は、国会や裁判所が改正法の適用対象とならないこととの整合を図るため、適用対象とならない。（改正法の一部の規律を除く。）

改正法第2条第11項

「行政機関等」とは、次の機関をいう。

- (1) 行政機関
- (2) 地方公共団体の機関（議会を除く。）
- (3) 独立行政法人等（改正法別表第2に掲げる法人を除く。）
- (4) 地方独立行政法人（試験研究等を主たる目的とするもの又は大学等の設置及び管理若しくは病院事業の経営を目的とするものを除く。）

定義関係（個人情報）

●条例では、「死者に関する情報」を個人情報の範囲に含んでいる。改正法は、個人情報を「生存する個人に関する情報」に限定している。

個人情報の定義の統一は、個人情報制度に係る全国ルールの統一の根幹であり、「死者に関する情報」を個人情報に含めることはできない。

●民間部門と公的部門とでは、「他の情報との照合性」の基準において差異があったところ、全国ルールの統一により民間部門の定義に統一された。

照会等で他の情報を入手して照合する場合は、「容易に照合することができない」状態であり、条例も同様の解釈で運用していることから、実務上の影響は生じないと考えられる。

条例第2条第2号

(2) 個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア ～中略～（他の情報と照合することができ、）

改正法第2条第1項（民間部門の定義に統一）

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

定義関係（要配慮個人情報）

- 要配慮個人情報とは、人種、信条、社会的身分等の不当な差別、偏見その他不利益が生じないように取り扱いに特に配慮を要する情報である。条例においても、改正法と同様の規定となっている。
- 改正法第60条第5項により、地域の特性その他の事情に応じて「条例要配慮個人情報」を設けることが認められる。
- 本市では、「条例要配慮個人情報」として取り扱うべき特段の事情は認められない。

改正法第2条第3項

「要配慮個人情報」とは、次のいずれかの情報が含まれる個人情報をいう。

- (1) 人種
- (2) 信条
- (3) 社会的身分
- (4) 病歴
- (5) 犯罪の経歴
- (6) 犯罪により害を被った事実
- (7) その他政令で定める記述等

改正法第60条第5項

「要配慮個人情報」とは、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が保有する個人情報（要配慮個人情報を除く。）のうち、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取り扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

事業者・市民の責務

- 条例では、事業者又は市民に対して、個人情報の取扱いに関する責務に関する規定を設けているが、改正法では、同様の規定はない。
 - (事業者) 個人の権利利益を侵害することがないように努めるとともに、個人情報の保護に関する本市の施策に協力しなければならない。
 - (市民) 自己の個人情報の保護に努めるとともに他人の個人情報の取扱いに当たっては、その権利利益を侵害することがないように努めなければならない。
- 改正法の目的や規範に反せず、権利義務に実態的な影響を与えない限り、施行条例に理念・責務に関する規定を設けることは認められる。
- 事業者については、改正法で民間部門の個人情報取扱事業者としての規律の適用を受けることから、施行条例で責務を規定する必要性は低いため、責務に関する規定は設けない。
- 本市及び事業者に対して責務に関する規定を設けないこととのバランスを考慮し、市民についても、責務に関する規定を設けることは見送る。

個人情報ファイル簿（作成及び公表）

- 個人情報ファイルは、個人情報を含む情報の集合体で、特定の個人の検索ができるよう体系的に構成したものである。システムで管理しているもののほか、表計算ソフト、帳簿なども含まれる。
- 条例においても、改正法と同様に個人情報ファイル簿の作成及び公表を義務付けている。また、市長への事前通知を義務付けている。
- 改正法では、対象者数1,000人未満のものは義務付け対象外とされるが、条例が1,000人未満も対象としていることから、現行制度を踏襲し、1,000人未満も作成・公表の対象とする。

改正法第60条第2項

「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

- (1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの

改正法第75条第1項

原則として、保有している個人情報ファイルについて、個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない。

個人情報取得及び保有関係（利用目的の特定等）

- 改正法では、個人情報の保有は、法令の定めに従い、具体的な事務の遂行に必要な場合に限り認められる。法令には、条例、規則等が含まれる。
- 保有にあたっては、その利用目的を特定しなければならない。また、特定した利用目的の達成に必要な範囲内に限り認められる。
- 本人から書面で個人情報を取得する場合、原則として本人に利用目的をあらかじめ明示しなければならない。（例外規定は、次ページを参照のこと。）

改正法第61条第1項

行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。）の定める所掌事務を遂行するために必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

改正法第61条第2項

行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

個人情報取得及び保有関係（利用目的の明示）

●書面等により本人から直接取得する際は、原則として、あらかじめ本人に対して、個人情報の利用目的を明示する義務が課せられる。（書面が一方的に送りつけられてきた場合には、利用目的の明示の適用を受けない。）

また、以下の例外規定がある。（改正法第62条第1号から第4号）

- (1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急の必要がある
- (2) 利用目的を本人に明示すると、本人又は第三者の生命等その他権利利益を害するおそれがある
- (3) 利用目的を本人に明示すると、国の機関等の事務又は事業の遂行に支障を及ぼすおそれがある
- (4) 取得状況からみて、利用目的が明らかであると認められるとき※

（例）申請書に自ら個人情報を記載した場合など

※申請書などから利用目的が明らかである個人情報の取得は問題とならないが、利用目的が不明確である、別の目的に利用する可能性があるといった場合は、申請書などに利用目的を記載する等の対応が求められる。

改正法第62条

行政機関等は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。（第1号から第4号は、上記（1）～（4）を参照）

個人情報の取得及び保有関係（本人からの収集原則）

- 条例では、個人情報の本人収集を原則としている。改正法では、同様の規定はない。
- 改正法は、個人情報の保有が法令に定められた事務に必要な範囲に限定されること（第61条第1項）、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有してはならないこと（同条第2項）のほか、不適正な利用の禁止（第63条）、適正な取得（第64条）、安全管理措置（66条第1項）などが定められている。
また、個人情報ファイル簿の作成及び公表が義務付けられ、開示請求等により、自らの個人情報に対する本人関与の仕組みが設けられている。
- 保有制限、不適正利用の禁止、適正な取得、安全管理措置、本人関与の仕組みなど、制度全体で個人情報の保護が図られることから、本人からの個人情報の収集に制限する規定を施行条例に設けることは認められない。

条例第7条第2項

実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。

要配慮個人情報の収集

- 条例では、要配慮個人情報の収集を法令に定めがある場合などを除き、原則禁止としているが、改正法には同様の規定はない。
- 改正法は、要配慮個人情報を含む個人情報全般について、保有制限、不適正利用の禁止、適正な取得、安全管理措置、本人関与の仕組みなど、制度全体で要配慮個人情報の適正な取り扱いを図ることとされ、要配慮個人情報の収集を制限する規定を施行条例に設けることは認められない。
- 改正法では、要配慮個人情報を含んだ個人情報の漏えい等は、個人の権利利益を害するおそれが多く、発生した場合の個人情報保護委員会への報告等が義務付けられる。

条例第7条第3項

実施機関は、要配慮個人情報を収集してはならない。

- (1) 法令等に定めがあるとき
- (2) 事務の性質上必要不可欠な要配慮個人情報について、あらかじめ審査会の意見を聴いた上で収集するとき

安全管理措置関係

- 改正法では、安全管理措置が定められており、地方公共団体は、個人情報保護委員会が示す「行政機関等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」（このページでは以下「指針」）を参考に対応することが求められる。
- 安全管理措置に関する規定は、委託先及び指定管理者（再委託先を含む。）にも適用される。（委託先等は、民間部門の安全管理措置に関する規定も適用されている。）
- 成田市は、正確性の確保及び安全性の確保のため、指針を参考に「成田市個人情報の安全管理に関する基本方針」、「成田市個人情報取扱要綱」を定め、従来から安全管理措置を講じている。

成田市個人情報の安全管理に関する基本方針（抜粋）

1 個人情報の保護に関する考え方

成田市では、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及び「成田市個人情報保護条例」（平成17年成田市条例第53号。以下「条例」という。）等に基づき、個人情報の適切な管理を行うため、個人情報の管理体制及び取扱要綱等を整備し、職員等に遵守させる等の措置を講じる。

個人情報 の 廃棄

- 条例では、保有する必要のなくなった個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄又は消去しなければならないと規定している。改正法では、同様の規定はない。
- 改正法では、個人情報の保有は法令の定める所掌事務等の遂行に必要な場合に限ることとされ、また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有してはならないこととされる。
(改正法第61条第1項及び第2項)
- 条例が定める個人情報の廃棄に係る規定については、改正法の規律に実質的に同様の内容が設けられていることから、施行条例であらためて規定する必要はない。

条例第8条第3項

実施機関は、保有する必要のなくなった保有個人情報を確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

改正法第61条第1項

行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。）の定める所掌事務を遂行するために必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

改正法第61条第2項

行政機関等は、前項の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

漏えい等の報告等（個人情報委員会への報告、本人への通知）

- 個人情報が漏えい等した場合、個人の権利利益が侵害されるおそれが生じ、国民からの信頼も失われることとなる。
- 個人の権利利益を侵害するおそれが大きい事態が生じた場合は、原則として個人情報保護委員会に報告するとともに、本人に通知する義務が課せられる。

改正法第68条第1項

行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。

2 前項に規定する場合には、行政機関の長等は、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。一 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。

漏えい等の報告等（個人情報委員会への報告、本人への通知）

●個人情報保護委員会への報告及び本人への通知が必要となる事態は、個人情報保護委員会規則が定めている。

改正法施行規則第43条

法第68条第1項の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条及び次条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (2) 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (3) 不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (4) 保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態
- (5) 条例要配慮個人情報が含まれる保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

利用目的以外の目的のための利用及び提供

- 条例と同様に、個人情報の保護の観点から、目的外の利用及び提供は原則禁止となる。
- 法令に基づく場合のほか、改正法第69条各号に定められた場合に限り、利用目的以外の目的のために個人情報を成田市が自ら利用し、または国の行政機関等に提供することが認められる。

改正法第69条（要約）

行政機関の長等は、法令（法令の委任に基づく条例は含まれる。）に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- （1）本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- （2）行政機関等が法令の定める所掌事務等の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することに相当の理由があるとき。
- （3）他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合において、提供を受ける者が、法令の定める事務等の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、利用することに相当の理由があるとき。
- （4）
 - ・ 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき
 - ・ 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき
 - ・ その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

特定個人情報利用の制限

- 条例では、特定個人情報について、国民にとって利便性の高い公平公正な社会を実現することを目的とした番号法の規定により、社会保障・税・防災に関する分野に利用する以外は原則として利用目的以外の利用、外部への提供は認められないと規定している。
- 改正法においては、改正法及び番号法により読み替えられて適用される改正法が地方公共団体の機関に直接適用されることになる。
- 条例の特定個人情報に関する規定については、改正法及び番号法により読み替えて適用される改正法の規定と重複することから、施行条例に規定する必要性はない。

条例第9条の2

実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を当該実施機関の内部で利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために当該実施機関の内部で利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

第9条の3

実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報を提供してはならない。

提供先に対する制限（措置要求）

- 条例では、提供先が本市の機関以外である場合、提供先に対して、使用目的や使用方法など制限、漏えい等の防止といった個人情報の適正な取り扱いを求めることを定めている。
- 改正法においても同様の規定が設けられている。

条例法第10条

実施機関は、実施機関以外のものに保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受けるものに対し、当該個人情報について、その使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じることが求められるものとする。

改正法第70条

行政機関の長等は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることが求められるものとする。

オンライン結合の制限

- 条例では、実施機関以外のものが、通信回線による電子計算機その他の情報機器の結合によって随時入手し得る状態にするオンライン結合について、個人の権利利益を侵害する可能性も大きいことから一定の制限を設けている。
- 改正法では、安全管理措置等を通じて個人情報に関する安全確保を実現することとされている。
- 個人情報の保護とデータ流通の両立を踏まえた改正法の趣旨に反することから、オンライン結合のみに着目した制限を施行条例に規定することは認められない。

条例第11条

第11条 実施機関は、公益上の必要その他相当の理由があり、かつ、個人情報の保護のために必要な措置が講じられていると認められる場合でなければ、通信回線による電子計算機その他の情報機器の結合（実施機関の保有個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にするものに限る。次項において「オンライン結合」という。）により、保有個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。

2 実施機関は、オンライン結合により保有個人情報を実施機関以外のものに提供しようとするときは、法令等に定めがあるときを除き、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。その内容を変更しようとするときも、同様とする。

開示、訂正及び利用停止に係る請求関係（開示請求）

- 開示請求について、条例では、本人又は法定代理人のみに認めていたところ（保有特定個人情報に請求可）、改正法では、任意代理人からの請求が認められることとなる。
また、郵送による請求は、条例では、寝たきりなどやむを得ない事情がある場合に限り例外的に認める運用としているところ、改正法では、特段の事情がない場合であっても可能とされる。
- 任意代理人からの請求や郵送請求は、なりすましを防止し、個人情報の漏えいを防ぐといった観点から、これまで以上に適切に本人確認を行ったうえで請求書の收受や開示の実施を行う必要がある。
- 改正法が任意代理人からの請求や郵送請求を可能としていることから、権利を制限するような規定を施行条例に設けることは認められない。

改正法第62条第2項

未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求をすることができる。

条例第14条第2項

未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人）は、本人に代わって開示請求をすることができる。

開示、訂正及び利用停止に係る請求関係（記載事項）

●条例では、開示の実施等に際して、請求者の連絡先を用いることが想定されることから、下記の必須事項を記載した開示請求書を提出しなければならないと定めている。

- (1) 開示請求者の氏名、住所又は居所
- (2) 開示請求に係る個人情報に特定するに足りる事項
- (3) 開示請求者の連絡先

●改正法では、上記(3)開示請求者の連絡先の記載を義務付けていない。国の見解では、施行条例で連絡先の記載を義務付けることは、改正法を上回る開示請求権の制限となり認められないとされた。

●開示請求者の連絡先については、任意での記載を求めることとする。

条例第15条第1項

開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。

- (1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所
- (2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報に特定するに足りる事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

条例施行規則第6条第2項第3号

- (3) 開示請求をする者の連絡先

開示請求に係る不開示情報

●保有個人情報に含まれる情報を開示するか否かは、改正法第78条第1項の不開示情報に該当するかによって判断することとなる。

●改正法の不開示情報は、条例と比較し、「法令秘」及び「職務遂行情報」について差異がある。

●条例が規定する「法令秘」について、改正法では他のいずれかの不開示情報として整理可能であるとして規定されていない。改正法の解釈による対応とし、現行の規定は残置しない。

●個人情報の例外規定「職務遂行情報」による公務員の氏名の開示については、解釈を改め、改正法と同様に「法令又は慣行」による開示とする。

改正法第78条第1項各号（不開示情報） ※は条例に同様の規定がある事項

- (1) 開示請求者本人の権利利益を侵害するおそれのある情報 (※)
- (2) 開示請求者以外の個人に関する情報 (※)
- (3) 法人等に関する情報 (※)
- (4) 国の安全等に関する情報 (国の行政機関にのみ適用される。)
- (5) 公共の安全等に関する情報 (※)
- (6) 審議、検討等に関する情報 (※)
- (7) 事務又は事業に関する情報 (※)

開示請求に係る不開示情報（情報公開条例との整合）

- 改正法では、改正法第78条第2項の規定に基づき、施行条例に規定することにより、情報公開条例における開示・不開示情報との整合を図ることが認められる。
- 従来、個人情報保護条例と情報公開条例における不開示情報の規定は同様であった。
- 個人情報保護制度における不開示情報は、改正法による対応として前ページのとおりとすることから、情報公開条例における不開示情報についても、個人情報保護法と整合させる。
 - ・「法令秘」→現行の規定を削除する。
 - ・公務員の氏名→「職務遂行情報」による開示から「法令又は慣行」による開示に解釈を改める。

改正法第78条第1項及び第2項

行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次のいずれかの情報が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 改正法第78条第1項各号に掲げる情報（情報公開条例の規定により開示することとされている情報として施行条例で定めるものは除く。）
- (2) 行政機関情報公開法第5条に規定する不開示情報に準ずる情報であって、情報公開条例において開示しないこととされているもののうち、当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして施行条例で定めるもの

開示請求に係る不開示情報（不開示理由の明記）

- 条例では、個人情報の全部又は一部を開示しないとき、不開示理由の明記を義務付けている。一方、改正法では、同様の規定はない。
- 不開示理由は、行政手続法第8条の規定に基づき、開示請求者が明確に認識することができるよう記載する必要がある。また、改正法第78条のどの規定に該当するかだけでなく、不開示と判断する要件などについて、不開示情報を開示しない程度に可能な限り具体的に記載する必要がある。

条例第15条第3項

3 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しないときは、その理由を前各項に規定する書面に記載しなければならない。この場合において、当該理由が消滅する期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を当該書面に記載しなければならない。

開示請求に係る不開示情報（不開示理由の消滅時期）

- 条例では、個人情報への本人関与を容易にする趣旨から、不開示理由が消滅する時期をあらかじめ明示することができるときは、開示等決定通知書への記載を義務づけている。
- 他方、条例第15条第1項第2号の規定の趣旨に鑑み、開示請求時において、開示請求者が個人情報を特定するに足る情報の提供に努めている。
- 改正法第77条第1項においても、条例第15条第1項第2号と同様の規定が設けられている。
- 不開示理由の消滅する時期をあらかじめ明示する規定を設けることは見送ることとし、開示請求者が求める保有個人情報の内容を十分に聴取し、個人情報の特定が容易となるよう情報提供を行うなど、開示請求者の利便を図ることとする。

条例第15条第1項

開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報が記録されている公文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足る事項第3項

3 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示しないときは、その理由を前各項に規定する書面に記載しなければならない。この場合において、当該理由が消滅する期日をあらかじめ明示することができるときは、その期日を当該書面に記載しなければならない。

開示請求（開示決定までの期間）

- 条例においては、開示の決定等までの期間は、開示請求の翌日から起算して原則として14日以内、やむを得ない理由があるときは46日を限度として延長することが認められる。改正法では、決定は原則30日以内、延長は30日以内とされている。
- 改正法が定める期間は、施行条例で期間を短縮することは認められているが、期間の延長は30日が上限となる。（14日以内+46日以内とする条例の規定を維持することは認められない。）
- 情報公開条例では、開示の決定等までの期間は14日以内、期間の延長は46日を限度としている。
- 改正法が定める期間を適用し、施行条例には期間を短縮する独自の規定を設けないこととする。ただし、14日以内に開示の決定等を行うよう努めるものとする。

条例第21条

決定は、開示請求があった日から14日以内にしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を46日以内に限り延長することができる。

改正法第83条

開示決定等は、開示請求があった日から30日以内にしなければならない。

2 行政機関の長等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、更に30日以内に限り延長することができる。

訂正請求、訂正等決定、利用停止請求（決定までの期間）

- 条例は、本人関与の仕組みとして、正確でない個人情報に基づいた行政処分等により、不測の権利利益の侵害を被ることを未然に防止するため、訂正請求権を保障している。また、個人情報の取扱いが条例に違反していると思料した場合の利用停止請求権を保障している。
- 条例では、訂正請求可能期限（開示実施後90日以内）、訂正決定等期限（30日以内）、利用停止請求可能期限（開示実施後90日以内）、利用停止決定等期限（30日以内）と規定しており、改正法においても同様である。
- 訂正請求等の期限に関しては、条例、改正法が同様の日数を規定していることから、施行条例に独自に期間を定める必要性はない。

条例第29条、第33条、第37条、第41条
訂正請求可能期間 開示実施後90日以内
訂正決定等期限 30日以内
利用停止請求可能期間 開示実施後90日以内
利用停止決定等期限 30日以内

改正法第90条、第94条、第98条、第102条
訂正請求可能期間 開示実施後90日以内
訂正決定等期限 30日以内
利用停止請求可能期間 開示実施後90日以内
利用停止決定等期限 30日以内

開示請求に係る手数料

- 改正法では、開示請求に係る手数料の額について条例に委任されている。（実費の範囲内）
- 条例では、開示請求に係る手数料の額は無料とした上で、写しの交付に要する経費（コピー代及び郵送料）は開示請求者の負担としている。情報公開条例も同様である。
他方、行政不服審査法施行条例では、写しの交付に要する経費を手数料として徴収している。
- 施行条例では、負担額は現行の制度を維持しつつ、その性質については、開示請求に係る手数料に改める。
- 情報公開条例も、負担額は現行の制度を維持しつつ、その性質については、開示請求に係る手数料に改める。

条例第28条

保有個人情報の開示に係る手数料は、徴収しない。

2 開示請求をして文書又は図画の写しその他の物品の供与を受ける者は、当該供与及び送付に要する費用を負担しなければならない。

改正法第2条第11項

地方公共団体の機関に対し開示請求をする者は、実費の範囲内において条例の定める額の手数料を納めなければならない。

簡易な方法による開示

- 条例では、実施機関があらかじめ定めた個人情報については、口頭での開示請求が可能である。口頭による開示請求があったときは、書面による通知はせず、直ちに開示することとなる。
(簡易な方法による開示が認められる個人情報が定められておらず、対応事例はない。)
- 改正法では、開示請求権の行使という重要な法律関係を明確にするため、開示請求には書面を提出する必要があり、口頭による開示請求は認められない。
- 口頭による開示請求を求められた場合、本人に対して個人情報を提供することは可能とされている。
(本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれあるときは提供不可である。)

改正法第69条第2項

前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。

改正法第77条

開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面を行政機関の長等に提出してしなければならない。

行政機関等匿名加工情報

- 行政機関等匿名加工情報とは、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものである。
- 民間事業者が行政機関等匿名加工情報を活用することで、新たな産業の創出または活力ある経済社会などの実現に資することが期待されている。
- 行政機関等匿名加工情報については、提案の募集をする義務が課されるが、都道府県及び指定都市以外の地方公共団体の機関にあっては、当分の間は、提案の募集は任意とされている。
- 当面の間、提案の募集は行わないこととする。手数料については、施行条例での規定を見送る。

改正法第2条第6項

匿名加工情報とは、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人を復元することができないようにしたものをいう。

改正法附則第7条による改正法第111条の読み替え

行政機関の長等は、定期的に保有している個人情報ファイルについて、行政機関等匿名加工情報を供しようとする事業に関する提案を募集することができる。（読み替え前：「募集するものとする」）

審査会の位置づけ（諮問事項）

●条例では、審査会は、下記の個人情報の取り扱いに関して審議し、その意見を聞いた上で実施機関は手続きを行うこととされている。

- ・本人以外からの個人情報の収集の例外的適用
- ・要配慮個人情報の収集の例外的適用
- ・保有個人情報の内部利用又は国等への提供の例外的適用
- ・オンライン結合の例外的適用

●改正法では、法の規律と解釈の一元化という趣旨に反することから、条例において諮問事項とされる事案について、審査会に諮問することは認められないとされた。

●個人情報の適正な取り扱いを確保するため、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要であると認められる場合は、改正法第129条に基づき、施行条例で定めるところにより、審査会に諮問することができる。

- ・国の法令等に従った運用ルールの細目を事前に設定する場合
- ・法令の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護施策を実施する場合

改正法第129条

地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。

審査会の位置づけ（審査請求）

- 改正法の適用後、改正法に基づく開示決定等に係る不服申し立てについては、原則として行政不服審査法が適用される。ただし、審理員に関する規定は適用除外となる（改正法第106条）。
- 本市では、行政不服審査法第81条第1項又は第2項に基づき、成田市行政不服審査会を諮問先となる附属機関として設置している。
- 条例に基づいた情報公開制度及び個人情報保護制度においては、行政不服審査法に規定のない、インカメラ審理やヴォーン・インデックスといった特有の調査審議の手法を採用してきた。
- 審査請求の手法について、改正法の規定に反しない限り、施行条例で必要な規定を定めることは許容される。また、諮問先は、成田市行政不服審査会とは別とすることも可能である。
- インカメラ審理やヴォーン・インデックスを用いた調査審議を継続するため、成田市情報公開及び個人情報保護審査会を行政不服審査法に規定する附属機関として位置付ける。

【インカメラ審理】

審査会が、市の機関に対して審査請求に係る個人情報に記載された文書を提出させ、実際に当該文書を見分して行う審理

【ヴォーン・インデックス】

審査会の指定する方法により、市の機関が審査請求に係る個人情報の内容を分類又は整理した資料

出資法人

- 条例では、成田市が出資等する4法人については、条例に基づく市の施策に留意して、個人情報保護に必要な措置を講じるよう努力義務を課している。
 - ・ 土地開発公社 ・ (公財) 成田スポーツ・みどり振興財団
 - ・ (公財) 成田市農業センター ・ (有) ティ・ティ・エス
- 改正法では、個人情報を事業に用いている場合には、民間部門の個人情報取扱事業者該当し、民間部門の規律を遵守する必要がある。
- 行政機関等の個人情報等の取り扱いや開示等請求に係る改正法の規定を出資法人に対して準用するなど、改正法の規定に直接影響を与えるような事項を施行条例に規定することは認められない。

条例第48条

本市が出資その他財政支出等を行う法人であって、規則で定めるものは、この条例に基づく本市の施策に留意しつつ、個人情報の保護に関し必要な措置を講じるよう努めなければならない。

改正法第16条第2項

第4章（個人情報取扱事業者等の義務等）及び第6章から第8章までにおいて「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。